

出家としての科学界

佐々木 閑 (花園大学)

1. 仏教の定義：仏・法・僧（三宝）
2. 仏教の成立と基本理念

- 1) アーリアンの侵入
- 2) バラモン教の成立とカースト制の発生
- 3) 反バラモン主義者（沙門）の登場
- 4) 仏教の誕生

仏教とは、「自己努力によって心の内の煩悩を滅除し、それによって永遠の平安を手に入れたい」と願う人たちが、その生き甲斐を実現するためにサンガという組織を作り、ひたすらその目標に向かって努力する、その活動を指す。

・ 基本理念

- ① 超越者の存在を認めず、現象世界を法則性によって説明する
- ② 努力の領域を、肉体ではなく精神に限定する
- ③ 修行のシステムとして、出家者による集団生活体制（僧団）をとり、一般社会の余り物をもらうことによって生計を立てる
- (5) 仏教の特性：徹底した合理主義により、精神の法則性を見通し、それを基盤にして精神の改良を図る。

3. 僧（サンガ）の成立、律の制定（律制定効率的な生活、原則的な平等主義、権威性の否定）

サンガとは：一切の生産活動を放棄した出家修行者たちが、効率よく修行を行うために形成する生活共同体。

律とは：生産活動の手段を持たないサンガが、一般社会の中で生きていくためのマニュアル

◎ 律制定の目的は「効率的な修行の場としてのサンガを永続的に維持していくこと」（それ以上の宗教的な意味はない）。

- 1) 完全な法治主義による平等性の確保（師匠の言葉より律が優先される）
- 2) 権威主義の排除（完全年功序列制の導入）
- 3) 一般社会からお布施（食べ物等）をもらうための、規律主義（完全依存形社会としてのサンガ）
- 4) 集団生活（効率性重視）。

◎ このサンガを運営していくための規律が「律」であり、サンガのメンバーとして認定される儀式が「受戒」である。

4. サンガの構成メンバー ①優婆塞, 優婆夷（在家信者）②沙彌, 沙彌尼（見習い）③式叉摩那（女性だけに課せられる見習いの第二段階）④比丘, 比丘尼（正式メンバー）
5. 出家と受戒の区別 → 一般人が沙彌, 沙彌尼になることが「出家」。さらに上にすすんで比丘, 比丘尼になることが「受戒」。（ただしこのふたつをまとめて出家と呼ぶこともある）
6. 戒と律（この区分は重要）
 - ・戒 - 自己の行動を正しく制御するための基本的な戒め。原則として罰則を伴わない。在家者、出家者それぞれに対して規定されている。道徳に相当する。
 - ・律 - 出家者、特に比丘、比丘尼が集団生活をおくるための生活規範。国家の法立に相当する。律の存在理由は「一般社会の中で、サンガを永続的に維持運営していくこと」

※戒と律は、その後混同されるようになり、「戒律」という意味不明な用語が一般化した。律が法律であるという認識は失われた。日本の仏教には戒しかない。
7. 「律」の必要性（オウム真理教には律がなかった）
 - ① 出家制度：修行に専念するための組織（これは仏教もオウムも同じ）
 - ② 資金調達法：ここに仏教とオウムの最大の違いがある（布施か強奪か）

③ 統率システム：完全年功序列の仏教。教祖による専制制度をとるオウム
(教祖の資質による違い) 仏教の直接民主制 (サンガの平等性。羯磨による
決定) 不殺生戒の意味出家時の両親の許可

④ 還俗の自由と教団内部の開放性

- 1) 法治主義をとらない出家組織は暴走する
- 2) 上下関係の設定方法が重要
- 3) 生活の物資, 資金の調達方法が組織の善悪を決定する

・規則の実例：最も重い罪 (波羅夷罪) 四条

第一条「僧侶はどのような形であっても性行為をおこなってはならない。ただし、やむを得ぬ状況になり、それを避けることができないと自覚した場合、緊急避難措置として「私は規則が守れない」と第三者に告げてからおこなったなら無罪である」

第二条「他人の所有物を盗んだら、それが国家の法律によって厳しく罰せられるくらい価値の高いものであった場合には波羅夷罪とする」

第三条「人を故意に殺した者は波羅夷罪とする。自分で直接殺しても、他の人を使って殺させても、あるいは『死ねば幸せになれるよ』などと嘘を言って死ぬことを勧め、その結果として死に至らしめても、すべて波羅夷罪である」

第四条「自分で自覚もないのに、『私は悟った』『悟りに近づいている』といったようなことを人に語り、後になってから『実はあれは嘘でした』と自白した者は波羅夷罪である。ただし、その時本当に自分が悟りに近づいたように思い込んでいて人に話し、あとでそれが思い違いだと気づいた場合は無罪である」

8. 現代における典型的出家組織としての科学世界

- 1) 真理追究の人生を、お布施によって実践する (24時間の研究生活)
- 2) 情報共有体の形成
- 3) 独自の戒と律：(理化学研究所には律がなかった)

- 4) 研究費の個人的流用は重罪
- 5) 論文の捏造, 盗用は重罪
- 6) 研究活動をなまけることは重罪
- 7) 世間にこびて客観的態度を崩すことは重罪

※ 小保方問題における出家組織の在り方

9. 出家者をお布施で支える社会の在り方

- 1) 「生産活動に関わらない出家的生き方」の価値を認識する。
- 2) 長いスパン（七代先）で、出家的生き方の果報を考える。
- 3) 出家者を支える者として誇りを持つ（タイガースファン）

発表者による関連資料

- ① 佐々木閑「『律』に学ぶ生き方の智慧」（新潮選書）
- ② 佐々木閑『NHK100分de名著ブックス ブッダ真理のことば』（NHK出版）
- ③ 佐々木閑『本当の仏教を学ぶ一日講座, ゴータマは、いかにしてブッダとなったのか』（NHK新書）
- ④ 佐々木閑『出家的人生のすすめ』（集英社新書）